

うれしの茶交流館入館者誘致促進事業補助金

うれしの茶交流館(チャオシル)での体験を旅行コースに組み込んだ旅行業者に対し補助金を交付します。

《当補助金の対象となるうれしの茶交流館(チャオシル)での体験》
 うれしの茶交流館内で行う「お茶の淹れ方教室」「うれしの温泉茶染め体験」「茶摘み体験」「釜炒り体験」「茶摘み・釜炒り体験」です。

《補助金の対象となる団体旅行人数》
 団体旅行客20人以上の場合となります。

《補助金額》
 下記の教室・体験の団体料金の30パーセントに体験者数を乗じた額

教室・体験	区 分	個 人	団 体	備 考
	お茶の淹れ方教室		300円/人	200円/人
うれしの温泉茶染め体験		1,500円/人	1,000円/人	〃
茶摘み体験		600円/人	400円/人	〃
釜炒り体験		1,000円/人	700円/人	〃
茶摘み・釜炒り体験		1,500円/人	1,000円/人	〃
※茶摘み体験は、4月末から5月のみとなります。				

《助成金の例》

お茶の淹れ方教室を20人で実施した場合：200円×20人×30%＝1,200円(助成金額)

釜炒り体験を25人で実施した場合：700円×25人×30%＝5,250円(助成金額)

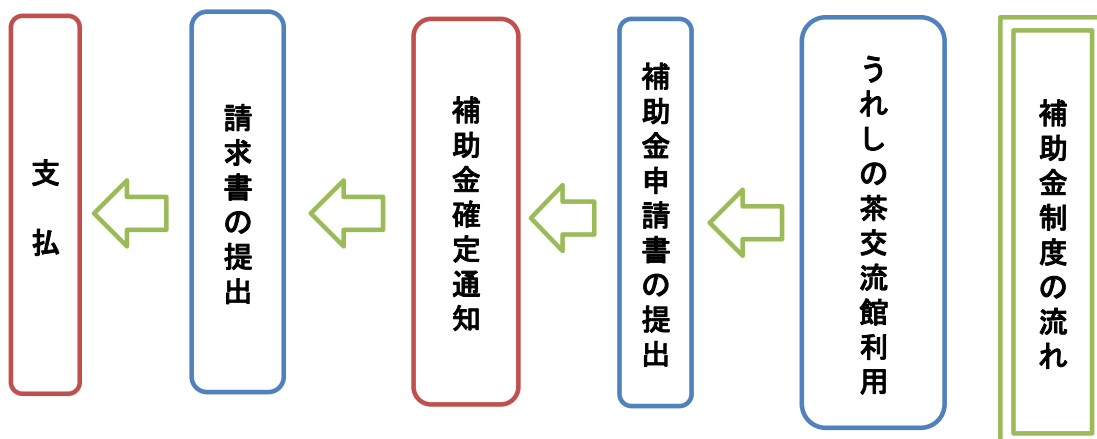
《申請書類》

1. うれしの茶交流館入館者誘致促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
2. 旅行行程表
3. 体験証明書 ※うれしの茶交流館で証明欄を記入(様式第2号)
4. 参加人数が把握できる書類(旅行業者の使用している書類可)
5. 振込みを希望する口座(通帳)の表紙及び表紙の裏面の写し
6. 委任状 ※振込み希望口座名が申請者と異なる場合(指定する様式をご利用ください)

上記書類は、入館日から30日以内又は入館した日の属する年度の3月31日以内のいずれか早い日までに出してください。

例①：10月1日にうれしの茶交流館を利用 → 10月31日までに書類一式を提出

例②：3月15日にうれしの茶交流館を利用 → 3月31日までに書類一式を提出



■お問い合わせ 嬉野市役所 茶業振興課

〒849-0301 嬉野市嬉野町大字下宿乙1185 TEL:0954-42-3308 FAX:0954-42-3300